



# 島根県報

平成19年 4月27日 (金)  
第 1,874 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正	(環境政策課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
補助金等交付規則第3条の規定により少子化対策民間活動助成事業補助金の交付の対象等を定める告示	(青少年家庭課)	2
平成19年度地方の臨時種畜検査の実施	(農畜産振興課)	2
換地計画書の縦覧	(農村整備課)	3
保安林予定森林	(森林整備課)	3
保安林の指定施業要件の変更	( " )	4
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(経営支援課)	4
島根県災害復興住宅資金貸付要綱の廃止	(建築住宅課)	5
島根県災害復興住宅資金(63年7月豪雨災害)貸付要綱の廃止	( " )	5

### 公 告

平成19年度製菓衛生師試験の実施	(薬事衛生課)	5
都市計画変更の図書の縦覧(2件)	(下水道推進課)	6

### 選管告示

政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出することができない団体不在者投票を行うことができる施設の指定		6
		7

### 人委告示

平成19年度島根県警察官(大学卒)採用試験の実施		7
--------------------------	--	---

### 公安規則

島根県留置施設視察委員会の運営に関する規則		10
島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則		11

### 正 誤

平成19年3月30日付け島根県報号外第63号中	(薬事衛生課)	15
-------------------------	---------	----

## 告 示

### 島根県告示第381号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(平成7年島根県告示第264号)の一部を次のように改正し、平成19年4月27日から施行する。

平成19年4月27日

島根県知事 澄 田 信 義

別表平田船川上流(斐伊川水系の平田船川(藪崎橋より上流))の項及び平田船川下流(斐伊川水系の平田船川(藪崎

橋より下流) )の項中「藪崎橋」を「雲洲平田船川上流端」に改める。

島根県告示第382号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成19年4月27日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 楽生	訪問介護	ケアパートナー 楽生	江津市都野津町2393 - 4	平成19年 4月21日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第383号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、少子化対策民間活動助成事業補助金の交付の対象等を次のとおり定め、平成19年4月27日から施行する。

少子化対策民間活動助成事業補助金交付要綱(平成18年島根県告示第774号)は、廃止する。

平成19年4月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 補助金等の名称

少子化対策民間活動助成事業補助金

2 交付の目的

少子化対策の推進に資する事業に取り組む民間団体等を支援し、又は育成し、もって県民が主体的に行う少子化対策のための多様な取組を促進することを目的とする。

3 交付の対象となる事業又は事業の内容

補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。ただし、営利を目的とするもの及び当該事業を実施する民間団体等の構成員のみを対象とするものを除く。

- (1) 子育て支援又は児童の健全育成の支援に係る事業
- (2) 結婚対策の推進に資する事業(結婚を希望する者に対する異性と出会う機会の提供を目的とするものを除く。)
- (3) その他少子化対策の推進に資する事業であって、知事が適当と認めるもの

4 交付の対象である経費、交付の率及び交付の限度額

交付の対象である経費	交付の率	交付の限度額
補助事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの。ただし、民間団体等の運営に要する経費及び構成員に対する報酬並びに備品購入費を除く。	交付の対象である経費の実支出額(寄附金その他の収入額を控除した額をいう。)の10分の10以内	1団体当たり 500,000円以内

島根県告示第384号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成19年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成19年 4月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 実施する地域

県内一円

2 実施期日及び場所

平成19年 5月26日から平成20年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

島根県告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美（匹見）地区竹ノ原工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年 4月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年 4月27日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第386号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 4月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市弥栄町田野原610 - 2、610 - 3、629 - 1、630 - 4、753 - 1、753 - 2、755 - 3、758、761 - 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、択伐による。

弥栄町田野原629 - 1、630 - 4、753 - 1、753 - 2、755 - 3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第387号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年4月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和36年6月14日農林省告示第581号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第388号

平成19年島根県告示第36号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成19年4月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ディオ松江東店 島根県松江市東津田町1335 - 5、1300 - 4

2 意見の概要

大規模小売店舗の新設においては、高規格道路(第5大橋)計画用地と隣接しており、将来計画を踏まえた店舗駐車場等への入出経路や周辺の住環境に対し、特に次の5点について配慮願いたい。

(1) 市道舟津田線は、道路幅員3.8メートルと狭小で、すれ違いは困難であり、一方通行での利用なら可能と思われるので、通行方法等について協議すること。

(2) 市道舟津田線は、未舗装のため利用の際には舗装道が必要であり、道路工事の施工承認申請手続きを行うこと。

(3) 国道9号線沿いに、東津田方面から松江四中への自転車通学路、及び津田小学校校区である「東光台」方面からの徒歩通学路があり、「位置指定道路」からの車の出入りによって危険性が増すものと考えられるので、特に登下校時間帯に対する安全対策について配慮すること。

(4) 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音等について環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。なお、早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に注意し、苦情等があった場合は、事業者の責任において速やかに対処すること。

(5) 当該行為については、松江市都市景観条例に基づく大規模行為景観形成基準に適合するものとして、確認通知書を交付している。(平成18年11月20日付都景第2号-40)当該店舗に掲出される屋外広告物については、島根県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の許可申請を行うこと。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工課(島根県松江市末次町86)

4 縦覧期間

告示の日から 1 月間

島根県告示第389号

島根県災害復興住宅資金貸付要綱（昭和58年島根県告示第898号）は廃止し、平成19年 4 月27日から施行する。

平成19年 4 月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第390号

島根県災害復興住宅資金（63年 7 月豪雨災害）貸付要綱（昭和63年島根県告示第789号）は廃止し、平成19年 4 月27日から施行する。

平成19年 4 月27日

島根県知事 澄 田 信 義

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第 4 条の規定に基づき、平成19年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）第 2 条の規定により公告する。

平成19年 4 月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験期日

平成19年 7 月 4 日（水）

午後 1 時30分から午後 3 時30分まで

2 試験場所

松江市殿町158

島根県民会館 大会議室

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2 年以上菓子製造業に従事したもの

5 出願の方法

(1) 提出書類

製菓衛生師法施行細則第 3 条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

(2) 受験願書の提出

ア 県内居住者は、平成19年 5 月 7 日から同年 6 月 1 日までに住所地を管轄する保健所に提出すること。

イ 県外居住者は、平成19年 5 月 7 日から同年 6 月 1 日までに松江市殿町128番地島根県健康福祉部薬事衛生課あてに提出すること。

なお、郵送の場合は、平成19年 6 月 1 日までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験手数料

9,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けること。

#### 6 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認められたものには、受験票を送付する。

受験票が平成19年6月22日までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること）。

#### 7 その他

(1) 受験手続その他試験についての問合せは、保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町128番地 電話0852 22 6487）にすること。

(2) 合格者には、合格通知をし、合格証書を交付する。

(3) 平成18年度の試験問題及び解答については、平成19年7月31日まで島根県県政情報センター（松江市殿町8番地 県庁南庁舎1階 電話0852 22 6139）及び各地区の県政情報コーナーで閲覧することができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月27日

島根県知事 澄田信義

#### 1 都市計画の種類

出雲都市計画下水道（出雲公共下水道）

#### 2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月27日

島根県知事 澄田信義

#### 1 都市計画の種類

出雲都市計画下水道（湖陵公共下水道）

#### 2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

## 選挙管理委員会告示

#### 島根県選挙管理委員会告示第69号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成19年4月3日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成19年4月27日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
石橋正夫後援会	小谷 悟	杉泊 茂美	浜田市弥栄町高内口162 - 2
小谷正美後援会	藤原 眞章	大谷 俊雄	大田市三瓶町池田155
志学てるお支援の会	志學 輝生	長松 敬子	浜田市浅井町102 - 24
田中慎吾後援会	坂本 隆二	坂本 隆二	安来市広瀬町西比田561 - 9
中谷文一後援会	豊田 國男	村上 和寛	鹿足郡津和野町相模ヶ原1056 - 1
なかむらたけしと歩む会	野津 浩志	杵築 良定	松江市下東川津町1198 - 1
藤澤雄三後援会	藤澤 雄三	藤澤 雄三	雲南市大東町大東下分483 - 1
森山勝彦後援会	森山 謙二	鎌田 勲	出雲市大社町菱根町828 - 2
やすだ勝司後援会	安田 勝司	川崎 良平	邑智郡美郷町乙原172
山根英毅後援会	島田 直昌	山根 正年	江津市浅利町732 - 2

### 島根県選挙管理委員会告示第70号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成19年 4月27日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

#### 指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
有料老人ホーム鳳光苑	簸川郡斐川町大字上庄原1634番地 5	平成19年 4月16日

## 人 事 委 員 会 告 示

### 島根県人事委員会告示第3号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定に基づき、平成19年度島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成19年 4月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 1 受付期間

平成19年 5月7日（月）～同年 6月8日（金）

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、6月8日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、6月1日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

#### 2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	50名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	5名	

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

ア 昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学(島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成20年3月31日までに卒業する見込みの者

イ 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成20年3月31日までに卒業する見込みの者

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合格発表
第1次試験	平成19年7月8日(日) 受付時間 8:40~9:00	松江市	島根県職員会館(松江市内中原町)	8月2日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。
	試験時間(予定) 9:30~17:00		島根県立大学(浜田キャンパス) (浜田市野原町)	
第2次試験	8月下旬に松江市で実施する予定(第1次試験合格通知の際に通知する。)		9月13日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。	

応募者多数の場合は、近隣の会場でも試験を実施する。その際には、受験票に試験場の案内を記載する。

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容												
第1次試験	教養試験(180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験												
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。												
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">男</td> <td>・身長 おおむね160センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>・体重 おおむね47キログラム以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">性</td> <td>・胸囲 おおむね78センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上</td> </tr> <tr> <td>・色覚 正常であること。</td> </tr> <tr> <td>・聴力 正常であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">女</td> <td>・指及び関節 正常であること。</td> </tr> <tr> <td>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</td> </tr> <tr> <td>・身長 おおむね155センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>・体重 おおむね45キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上</td> </tr> </table>	男	・身長 おおむね160センチメートル以上	・体重 おおむね47キログラム以上	性	・胸囲 おおむね78センチメートル以上	・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上	・色覚 正常であること。	・聴力 正常であること。	女	・指及び関節 正常であること。	・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。	・身長 おおむね155センチメートル以上
男	・身長 おおむね160センチメートル以上													
	・体重 おおむね47キログラム以上													
性	・胸囲 おおむね78センチメートル以上													
	・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上													
	・色覚 正常であること。													
	・聴力 正常であること。													
女	・指及び関節 正常であること。													
	・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。													
	・身長 おおむね155センチメートル以上													
・体重 おおむね45キログラム以上														
・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上														





のうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

- (2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、上記3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。
- (3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、6ヵ月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成19年4月1日現在、大学卒22歳で月額195,000円で、このほか給与条例等の定めに従い、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。(大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

---

## 公 安 委 員 会 規 則

---

島根県留置施設視察委員会の運営に関する規則をここに公布する。

平成19年4月27日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第7号

島根県留置施設視察委員会の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)第22条第1項及び島根県留置施設視察委員会条例(平成19年島根県条例第42号)第6条の規定に基づき、島根県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)に対する情報の提供その他委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に対する情報提供)

第2条 留置業務管理者は、毎年、委員の任命(補欠の委員の任命を除く。)後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
- (3) 施設の管理の体制
- (4) 参観の許否の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況
- (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
- (7) 法第190条第1項の規定による自弁の嗜好品の摂取の不許可措置及び法第208条第1項の規定による自弁の書籍等の閲覧の不許可措置の実施状況
- (8) 戒具及び保護室の使用状況
- (9) 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例
- (10) 審査の申請、再審査の申請、法第231条第1項又は第232条第1項の規定による申告、苦情の申出の状況及びそれらの処理の結果

2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合

- (2) 委員会からの留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
- (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

( 会議録 )

第 3 条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記載するものとする。

- 2 会議録は、警察本部警務部監察課において調製し、保存する。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）附則第 1 条の政令で定める日から施行する。

---

島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則をここに公布する。

平成19年 4月27日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第 8 号

島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則

( 趣旨 )

第 1 条 この規則は、島根県留置施設視察委員会条例（平成19年島根県条例第42号、第 4 条第 1 項において「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、留置施設視察委員会の委員の任命及び解任等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

( 任命の要件 )

第 2 条 委員は、委員としての職務の遂行に支障のないものであって、公安委員会が適当と認められた者を任命するものとする。

( 任命の手続 )

第 3 条 公安委員会は、警察本部長から委員にふさわしい者を上申させることができる。

- 2 公安委員会は、委員を任命するときは、任命状（様式第 1 号）を交付して行うものとする。

( 解任の手続 )

第 4 条 警察本部長は、委員が条例第 2 条第 4 項に該当すると認めるときは、公安委員会に上申するものとする。

- 2 公安委員会は、委員を解任するときは、解任通知書（様式第 2 号）を交付して行うものとする。

( 辞任の届出 )

第 5 条 委員は、委員を辞任したいときは、公安委員会に届け出るものとする。

- 2 公安委員会は、委員の辞任を承認したときは、辞任承認書（様式第 3 号）を交付するものとする。

( 文書の経由 )

第 6 条 委員の任命及び解任等に係る文書は、警察本部警務部監察課を経由するものとする。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）附則第 1 条の政令で定める日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

任 命 状

様

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第21条第2項の規定により島根県留置施設  
視察委員会委員を任命します

任期 年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日

島根県公安委員会

様式第 2 号 ( 第 4 条関係 )

解 任 通 知 書

様

島根県留置施設視察委員会条例第 2 条第 4 項の規定により島根県留置施設視察委員会委員を  
解任します

解任の理由

年 月 日

島根県公安委員会

( 不服の申立 )

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。( ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。 )

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます( 訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。 )。( ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。 )

備考

- 1 は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。
- 2 行政手続法(平成5年法律第88号)第27条第2項の規定により異議申立てをすることができない場合は、異議申立ての教示部分を削ること。

様式第3号(第5条関係)

辞 任 承 認 書

様

島根県留置施設視察委員会委員の辞任を承認します

年 月 日

島根県公安委員会

## 正

## 誤

平成19年 3 月30日付け島根県報号外第63号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	島根県告示第290号 の表中	有限会社大谷仁政堂薬局高津店	有限会社大谷仁成堂薬局高津店

